土地区画整理事業内の清算金について

　県中都市計画事業　鏡石駅東第１土地区画整理事業内の土地については、換地処分の公告の日の翌日における土地所有者等に対して清算金の徴収、交付が行われることを承知し、土地の売買、交換賃借を行いましたので、その処理については、私たちの責任に於いて解決いたします。

　なお、清算金についての両者間の取り決めは、下記のとおりです。

　平成　　　年　　　月　　　日

県中都市計画事業

鏡石駅東第１土地区画整理事業

施 行 者　 岩瀬郡鏡石町

代 表 者　鏡石町長　遠藤栄作　様

売　主

　住　所

　氏　名　　　　　　　　　　　　　　　印

買　主

　住　所

　氏　名　　　　　　　　　　　　　　　印

記

　清算金については、両者話し合いの結果　　　　　　　　　　　　　が

責任を持って処理いたします。